

## 二院制（両院制）に関する参考資料

### 1. 二院制採用国の推移

| 年      | 二院制採用国数       | 割合    |
|--------|---------------|-------|
| 1995 年 | 180 か国中 53 か国 | 29.4% |
| 1999 年 | 178 か国中 63 か国 | 35.4% |
| 2002 年 | 179 か国中 65 か国 | 35.3% |
| 2003 年 | 183 か国中 68 か国 | 37.2% |

出典：Inter-Parliamentary Union, *World Directory of Parliaments*, 1995, 1999, 2002, 2003.

### 2. 一院制・二院制の長所と短所

|     | 長所（メリット）   | 短所（デメリット）  |
|-----|--|--|
| 一院制 | (A) 立法上の行き詰まりが生じにくい。<br>(B) 効率的な審議、政策決定の迅速性。<br>(C) 両院間の意思の統一を図る必要がなく立法過程が単純化。<br>(D) 第二院の維持に係る諸経費が不要。   | (A) 立法権が一の機関に集中する。<br>(B) 慎重審議の点で劣る。<br>(C) 一院の衝動的な行動のチェックができない。<br>(D) 一院が数の代表となるのみ。<br>(E) 国民の多様な意見や利益をきめ細かに代表させにくい。   |
| 二院制 | (a) 立法機能の分割により、立法府が全能となることを抑止。<br>(b) 拙速を避け、慎重に審議。<br>(c) 第一院の衝動的な行動をチェック。<br>(d) 数を代表する第一院に対し、第二院が国民の「理」、「良識」を代表。<br>(e) 国民の多様な意見や利益をきめ細かに代表。 | (a) 第二院が強い拒否権を有する場合、立法上の行き詰まりが生じる。<br>(b) 両院の機能が重複している場合、非効率的になり、政策決定が遅延。<br>(c) 両院間の意思の統一を図る必要があり、立法過程が複雑化。<br>(d) 第二院の維持に係る諸経費が必要。<br>(e) 第二院の意見が第一院や政府によって無視されるようになると二院制の有効性・政治的正統性が喪失。 |

### 3. 主要国の二院制議会一覧

| 国名                         | 政治体制                            | 議院  | 人口             | 定数                                    | 任期         | 選出方法等   |
|----------------------------|---------------------------------|-----|----------------|---------------------------------------|------------|---|
| グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国（英国） | 単一国家<br>立憲君主制<br>議院内閣制          | 二院制 | 5,145 万        | 上院なし<br>2003 年 6 月現在<br>687<br>下院 659 | なし<br>5 年  | 世襲・任命制。議員数 687（大主教及び主教 24、法官貴族 27、一代貴族 544、世襲貴族 92）<br>直接選挙（小選挙区制）<br>解散あり。   |
| アメリカ合衆国（米国）                | 連邦制<br>共和制<br>大統領制              | 二院制 | 2 億<br>8,142 万 | 上院 100<br>下院 435                      | 6 年<br>2 年 | 直接選挙（各州 2 名。選挙時には各州 1 名を選ぶ州単位の小選挙区制）<br>2 年ごとに 3 分の 1 を改選。<br>直接選挙（小選挙区制）<br>定数のほかに、コロンビア特別区、バージン諸島、米領サモア、グアム、プエルトリコから表決権を持たない準議員が選出される。  |
| ドイツ連邦共和国                   | 連邦制<br>共和制<br>議院内閣制             | 二院制 | 8,216 万        | 上院 69<br>下院 598                       | 不定<br>4 年  | 任命制（通例、各 16 州の首相及び閣僚が議員となる）。任期は各州政府の在任期間による。<br>直接選挙（小選挙区比例代表併用制）<br>解散あり。<br>超過議席が生じる場合あり。現議員数 603。  |
| フランス共和国                    | 単一国家<br>共和制<br>半大統領制            | 二院制 | 5,663 万        | 上院 321<br>下院 577                      | 9 年<br>5 年 | 間接選挙（全下院議員並びに県会議員及び市町村会議員の代表からなる選挙人団）<br>3 年ごとに 3 分の 1 を改選。<br>直接選挙（小選挙区 2 回投票制）<br>解散あり。   |
| イタリア共和国                    | 単一国家<br>共和制<br>議院内閣制            | 二院制 | 5,910 万        | 上院 315<br>下院 630                      | 5 年<br>5 年 | 直接選挙 315（小選挙区制と比例代表制の組合せ型：各州の人口に比例して配分）<br>ほかに功績により祖国の名誉を高めた者で大統領により任命される者（5 名まで）と大統領職にあった者が終身議員として存在する。<br>解散あり（解散は、両議院又は一議院のみを解散。解散・総選挙は両院同時に行われる慣例）<br>直接選挙（小選挙区制と比例代表制の組合せ型：小選挙区 475 + 比例代表制 155）<br>解散あり（解散は、両議院又は一議院のみを解散。解散・総選挙は両院同時に行われる慣例） |
| カナダ                        | 連邦制<br>立憲君主制<br>議院内閣制           | 二院制 | 2,884 万        | 上院 105<br>下院 301                      | 終身<br>5 年  | 首相の推薦に基づき、総督が全員任命（議員の任期は 75 歳まで）。<br>下院の解散時には機能を停止し、下院の選挙により活動を開始する。<br>直接選挙（小選挙区制）<br>解散あり。  |
| ロシア連邦                      | 連邦制<br>共和制<br>大統領制*<br>半大統領制に近似 | 二院制 | 1 億<br>4,702 万 | 上院 178<br>下院 450                      | 不定<br>4 年  | 連邦を構成する 89 の主体（共和国、州等）の立法・行政機関の代表各 1 名計 2 名で構成。任期はこれら代表者の役職の任期による。<br>直接選挙（小選挙区比例代表並立制：小選挙区 225 + 比例代表 225）<br>解散あり。  |
| 日本                         | 単一国家<br>議院内閣制                   | 二院制 | 1 億<br>2,557 万 | 参議院 247<br>衆議院 480                    | 6 年<br>4 年 | 直接選挙（選挙区 146 + 比例代表 96）<br>3 年ごとに半数を改選。<br>定数は現在のもの（選挙区 149 + 比例代表 98）、平成 16 年の通常選挙から 242 となる。<br>直接選挙（小選挙区比例代表並立制：小選挙区 300 + 比例代表 180）<br>解散あり。  |

出典：Inter-Parliamentary Union, *World Directory of Parliaments*, 2003, (on 15 January 2003), Robert L. MADDEX, *Constitutions of the World*, 2nd ed., 2001, 共同通信社『世界年鑑』2003, 国際連合『世界人口年鑑』1999, 外務省ホームページ掲載の独連邦統計庁による 1999 年人口に基づき作成。